

令和5年度 地域コミュニティ等支援事業 実施要領

1 補助対象事業

地域の新たな魅力や価値の創出、地域の問題解決、地域コミュニティの活性化、地域環境の整備・美観の維持等のふくしま共創のまちづくり計画に基づく地域住民活動のうち、地区ふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会（以下、「地区懇談会」）において協議、選定された事業とし、おおむね次に掲げる活動とする。なお、計画に記載のない事業については、地域課題を解決し、計画の推進につながるものと判断できるものであれば対象事業とする。

また、市から補助金を受けている団体は、この事業実施にかかる費用に対してのみ認めることとするが、市が主体となって実施する事業、または同一の経費について市及び国・県からの補助金や他の公共団体等からの補助金を受ける場合(二重補助)は対象外とする。

事業実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・地区自治振興協議会、地区町内会連合会、町内会、ふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会、地域で組織する実行委員会等 ・交通対策協議会、安全協会、交通安全母の会、防犯協会、青少年健全育成会議、見守り隊、PTA等の地域活動団体 	
事業内容	一般事業枠	・地域の新たな魅力や価値の創出、地域コミュニティの活性化、地域課題の解決など、ふくしま共創のまちづくり計画推進事業にかかる取組みに資する事業
	花いっぱい運動等推進事業枠	・地域環境の整備・美観の維持に関する地域活動に資する事業

<対象外事業> 次の事業は上記に関わらず、対象外とする。

- ① 署名活動、募金活動等
- ② 施設等の整備、修繕等を目的とした事業
- ③ 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

2 補助対象期間 補助金交付決定以降、原則、2月末までとする。

3 補助対象経費 別表参照

4 支所ごとの予算の枠配分

(1) 一般事業枠（ふくしま共創のまちづくり計画推進事業分） 総額 13,240,000 円
 各支所、本庁における配分額積算方法（具体的金額は予算の範囲内で別途）
基本額40万円 + 人口案分額（前年度12月末現在住民基本台帳人口統計による）

(2) 花いっぱい運動等推進事業枠 過去3年間の実績を勘案し配分 総額 2,000,000 円

※(1)一般事業枠配分額を(2)花いっぱい運動等推進事業枠へ充当することは可能とする。
 ただし、(2)を(1)に充当することは不可とする。

5 効果検証

事業実施団体において事業終了時に効果検証を行うとともに、各地区において年度内の効果等の検証を行い、実績報告書とともに地区懇談会を通じて速やかに市（地域共創課）に提出する。

6 補助事業全体の評価

各団体の事業補助効果検証報告書をもとに、地区懇談会において年度内の事業について評価を行い、地域コミュニティ等支援事業評価（振り返り）シートを市に提出する（花いっぱい運動等推進事業枠を除く）

7 注意点等

- ① 補助等の額の算出に当たっては、補助対象経費額の1,000円未満を切り捨てます。
- ② 添付書類における注意点
 - ・見積書には必ずカタログ等のコピーを添付してください（事務用品等は除く）。
 - ・見積書や納品書、領収書の宛名が、補助申請団体名と異なる例（「支所名」「学校名」等）があります。必ず補助申請団体名（正式名称）となるようにして下さい。
 - ・納品書・領収書の日付が、交付決定日以前や事業完了日以降になっていないか確認してください（指令前着手分は補助対象外となります）。
 - ・実績報告書には具体的な活動内容を記載し、成果（活動状況）がわかる写真（写し可）を添付してください。
- ③ 事業実施における注意点
 - ・本補助金は地域活動団体等が主体的に実施する事業(活動)費の支援を行うものです。事業の全てを業者委託によるものとするなど申請団体の活動が伴わない事業は補助対象とはいたしません。また、物品等の過剰な購入（ストック品や備蓄品）、配布についても補助対象となりません（数量の根拠や効果について説明を求めることがあります）。
- ④ 事業の実施時期
 - 事業着手年月日 補助金交付決定指令年月日以降（通常、申請より2週間以上あけること。事業着手を早めたい場合は要相談）。
 - 事業完了年月日 事業完了日（補助目的達成の日 又は 実績報告日）若しくは2月末日の早い日。※事業完了後速やかに実績報告書の提出をお願いします。年度末については、3月中旬頃までに提出してください。
- ⑤ その他
 - ・事業実施に伴う、補助申請団体の構成員に対する手当等の支出は補助対象外とします（機材借上げの実費負担分は除く）。
 - ・令和3年度より補助金交付申請書類や交付請求書、実績報告書における申請者の押印は不要となりました。ただし、訂正印（もしくは捨て印）や委任状における委任者の印(団体印がある場合は団体印)はこれまで同様に必要となります。